

熊本県公告第 701 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 14 年 8 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
新外ショッピングセンター
熊本県熊本市新外二丁目 2861 番 1 外
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻午前 9 時 閉店時刻午後 9 時（年 60 日午後 10 時）
変更後 開店時刻午前 9 時 閉店時刻午後 10 時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで（年 60 日午後 10 時 30 分）
変更後 午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
- 3 変更する年月日
平成 14 年 8 月 25 日
- 4 変更に係る事項以外の届出事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
株式会社同仁堂ほか 1
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,950 平方メートル
 - (3) 駐車場の収容台数
131 台
 - (4) 駐輪場の収容台数
22 台
 - (5) 荷さばき施設の面積
62 平方メートル
 - (6) 廃棄物等の保管施設の容量
49 立法メートル
 - (7) 駐車場の自動車の出入口の数
3 か所
 - (8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 9 時まで
- 5 届出年月日
平成 14 年 8 月 19 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 14 年 8 月 30 日から平成 14 年 12 月 29 日まで

登載依頼

熊本県公安委員会規則第 13 号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 14 年 8 月 30 日

熊本県公安委員会委員長 本 田 昇 良

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則の一部を改正する規則（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則（平成 14 年熊本県公安委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（注意）

第 6 条の 2 法第 22 条第 1 項の規定による指示を行うに至らないが、業務の適正な運営の確保に資すると認められるときは、注意書（別記様式第 9 号の 2）により、注意するものとする。

2 前項に規定する注意は、被注意者に係る所轄警察署長を経由して行うものとする。

3 注意書を交付する際には、当該自動車運転代行業者等から、注意書を受領した旨等を記載させた受領書（別記様式第 9 号の 3）を徴するものとする。

第 7 条第 3 項第 2 号を次のように改める。

(2) 法第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道交法第 22 条の 2 第 1 項の規定による指示にあっては、指示書（別記様式第 12 号）

第 7 条第 3 項中第 4 号を第 8 号とし、第 3 号を第 7 号とし、第 2 号の次に次の 4 号を加

える。

- (3) 法第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道交法第 51 条の 4 (同法第 75 条の 8 第 3 項において準用される場合を含む。) の規定による指示にあっては、指示書 (別記様式第 12 号の 2)
- (4) 法第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道交法第 58 条の 4 の規定による指示にあっては、指示書 (別記様式第 12 号の 3)
- (5) 法第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道交法第 66 条の 2 第 1 項の規定による指示にあっては、指示書 (別記様式第 12 号の 4)
- (6) 法第 22 条第 1 項又は第 25 条第 2 項第 1 号の規定による指示にあっては、指示書 (別記様式第 12 号の 5)

別記様式第 9 号の次に次の 2 様式を加える。

別記様式第 9 号の 2 (第 6 条の 2 関係)

第 号
<h2 style="margin: 0;">注意書</h2>
住所
氏名又は名称 殿
<p>あなたの経営する自動車運転代行業において、下記のような行為が確認された。 このような行為は、関係法令の規定に違反することから、直ちに改善措置を講じ、今後関係法令の規定に違反する行為を行わないよう厳重に注意する。 今後、関係法令の規定に違反する行為があった場合には、更に必要な措置をとることがあることを申し添える。</p>
記
年 月 日
熊本県公安委員会 印
取扱者の氏名及び連絡先

別記様式第 9 号の 3 (第 6 条の 2 関係)

受領書

年 月 日、私の経営する自動車運転代行業に関し、下記のとおり
改善措置を講ずるよう熊本県公安委員会 第 号により注意を受けました。

今後、是正措置を講ずるとともに、関係法令の規定を遵守し、適正な業務を行います。

記

年 月 日

住所

氏名又は名称

印

別記様式第 1 0号 (第 7条関係)

熊 年 第 月 号 日
熊本県公安委員会 殿
警察署長 印
行 政 処 分 上 申 書
次のとおり行政処分を必要とする事案が判明したので上申する。

被 処 分 者	本 籍 (法人の名称)			
	所 在 地			
	営 業 所 名			
	氏 名 生 年 月 日			
認定証を交付した 公 安 委 員 会		公安委員会	認定証の番号	第 号
免許証の有効期間		年 月 日から	年 月	日まで
前科、行政処分の 有 無 及 び 行 状				

【 表 】